

## 令和元年門真市教育委員会第7回定例会

開催日時 令和元年11月22日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第30号 門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
- 日程第4 議案第31号 門真市事務分掌条例の全部改正の申出について
- 日程第5 議案第32号 門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第6 議案第33号 令和元年度教育費補正予算の見積り申出について
- 日程第7 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

### 出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	土川 好子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾

### 事務局出席職員

副教育長	邊田 憲
教育部長	満永 誠一
教育部管理監	西口 孝
教育部次長	
兼教育総務課長	中野 康宏
教育部総括参事	三村 泰久
教育総務課参事	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	峯松 大輔



は、公務の運営に支障がない場合に限り、早出遅出勤務を取得できるようにするものでございます。

また、附則といたしまして、本規則は令和元年12月1日から施行することといたしております。

[全委員異議なく、可決]

#### 日程第4

議案第31号 門真市事務分掌条例の全部改正の申出について  
説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

本件につきましては、令和2年4月1日に予定している機構改革の実施に伴い、令和元年11月14日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、門真市長より教育委員会に意見聴取があったものです。

条例案の内容については、企画財政部企画課長よりご説明いただきます。

久木元教育長： それでは、門真市教育委員会会議規則第21条第2項に基づき企画財政部企画課長に出席していただいておりますので、ご説明お願いいたします。

高田企画課長： 本件につきましては、第6次総合計画を体現し、効率的・効果的な行政運営を追求することから、働き方改革に取り組みながら、少数精鋭によるスリムで効率的かつ機動的な行政組織を構築するため、条例改正を行います。

それでは、別添条例案をご覧ください。教育委員会に関連するところを説明いたします。

5ページをご覧ください。

第1条の部の設置において、市民文化部につきましては、社会教育等を所管することで、地域の連携強化及びにぎわいの創出をさらにすすめるものでございます。

6ページをご覧ください。

第4条市民文化部の分掌事務につきましては、教育部が所掌していた生涯学習に関すること、青少年に関すること、文化財の保護に関することを含む文化及びスポーツに関することとしております。

なお、8ページの附則第3項といたしまして、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正を行います。

改正内容といたしましては、市長が管理し、及び執行する事務につきまして、第1号門真市立図書館、門真市立公民館、門真市立文化会館、門真市立歴史資料館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センターの設置、管理及び廃止に関する事、第2号スポーツに関する事、第3号文化に関する事に文化財の保護に関する事を含む事を追加するものでございます。

施行日は令和2年4月1日からとしておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

長澤教育長職務代理者： 今回の機構改革で、現在社会教育課が所掌している事務の大半が市長部局に移管されると思っているのですが、それでも尚且つ法規法令上、現在社会教育課が担当している事務の一部でも教育委員会に残さないといけないものがあるのかどうか、過去の例で言ったら幼稚園がそうでした。そのようなパターンがあるのかどうか、もしも教育委員会で動かさなければならぬ事務があるのでしたら、教育委員会事務局で管理執行していかなければなりませんし、場合によったら事務委任なり補助執行をお願いしなければならないケースもあるかと思うのですが、現在の見通しというか見込みはどうでしょうか。

高田企画課長： 今回の条例改正で、図書館等の特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事、学校における体育に関する事を除くスポーツに関する事、文化財の保護に関する事が、新たに市長部局で所管することとなります。社会教育法第5条第1項に社会教育に関する教育委員会の事務が掲げられており、第3項第3号及び第4号の事務のうち特定事務は市長が行うこととなり、それ以外の項目は教育委員会事務であることから、市長部局の職員が補助執行することとなります。

具体的な事業をあげますと、「社会教育委員の委嘱に関する事」、「学校支援地域本部事業」等を想定しておりますが、引き続き、事業を調整する中で、確定させていきたいと考えております。

長澤教育長職務代理者： 社会教育委員の委嘱ということが思いつかなかったのですが、

図書館協議会委員や公民館運営審議会は今回、市長が委嘱任命できるようにになりました。社会教育委員だけ残っているわけですね。分かりました。

次は意見になるのですが、今回の機構改革は門真市制となつてから50数年経つのですけれど、我々教育委員会が予期しなかつたくらい大きな改革だと思います。

改革に当たりまして、地教行法を踏まえていただくのは当然ですけれども、中教審答申あるいは第9次の地方分権一括法の趣旨目的に沿った形での機構改革をぜひお願いしたいと、もう少し付け加えると、大胆かつ英知を働かせた機構改革であることを願って、私としてはこの案に同意したいと思います。

高橋委員： 今回の機構改革に伴い、今後の議会や教育委員会規則等の改正の手続き的な流れはどのようなものがありますか。

中野教育部次長兼

教育総務課長： まず、本日の教育委員会定例会において本条例（案）について可決をいただきましたら、12月議会において本件の条例が上程されます。12月議会が開催されるまでに市議会からの意見聴取が予測されるので、12月初旬に教育委員会の臨時会を開催し、意見聴取の回答をいたします。

次に、1月の教育委員会定例会において社会教育に関することなどを市長へ補助執行することについて協議をします。次に、2月の教育委員会定例会において機構改革に関連する条例の改正等の申出を上程し、3月議会においてその条例等を上程し、可決いただく予定としております。

最後に3月の教育委員会定例会において、機構改革に関連する規則等の改正等を行う予定としております。

土川委員： 総合教育会議でも話し合われたように、図書館、公民館、文化会館などは生涯学習の拠点であり、市長部局で所管されても、連携を密に取ることにより、社会教育施設の持つ意義が一層高まることを期待します。

[全委員異議なく、可決]

久木元教育長： 回答に当たりまして、教育委員会からの附帯意見につきましてはいかがいたしましょうか。

長澤教育長職務代理者： 今、我々3人が発言したわけですが、その辺りの趣旨を踏まえていただいて、文案については教育長に一任したいと思います。

久木元教育長： 私に一任ということですが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

[全委員異議なし]

久木元教育長： それでは私に一任ということでございますので、私のほうから、案をお配りしたいと思います。

[附帯意見(案)を配布]

久木元教育長： それではこの案で回答させていただくというかたちにしたいと思います。

## 日程第5

議案第32号 門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について

説明者 高山学校教育課参事

議案書11ページからでございます。

本件につきましては、任期付教員を配置する目的等について、所要の規定整備を行うため、「門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例」を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、条例名及び第1条において、所要の規定整備を行うことにより、任期付教員任用の目的を少人数学級編制実施に限らず、きめ細かな指導ができる教育環境づくり全般にすることで、より効果的な活用を行うものであります。

なお、附則といたしまして、令和2年4月1日から施行するも

のとし、本改正に伴い、「一般職の職員の給与に関する条例」、「門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「門真市職員の育児休業等に関する条例」についても一部改正を行うものであります。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第 6

議案第33号 令和元年度教育費補正予算の見積り申出について  
説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

まず、歳出からご説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費113万3千円の追加は、学校給食調理について、新たに委託を行うことに伴い、備品購入費を計上しております。

次に、款：教育費・項：社会教育費・目：図書費117万5千円の減額は、図書館の清掃業務委託料の額の確定に伴い、委託料の減額をするものであります。

次に、議案書17ページをご覧ください。

債務負担行為の追加についてであります。

学校給食調理業務委託（22）5,580万6千円の追加につきましては、学校給食調理について、新たに委託を行うことに伴い、期間を令和元年度から4年度までとし、限度額を設定するものです。

次に、テニスコート・青少年運動広場指定管理委託（2）2,145万円の追加につきましては、新たに指定管理者と協定を締結するため、期間を令和元年度から6年度までとし、限度額を設定するものです。

次に、東京2020オリンピック聖火リレー事業586万円の追加につきましては、令和2年4月14日に本市を通過予定の東京2020オリンピック聖火リレーの開催に伴い、警備等にかかる費用が必要となるため、期間を令和元年度から2年度までとし、限度額を設定するものです。

[全委員異議なく、可決]

諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 「門真市スポーツ・レクリエーション事業」の結果について

説明者 隈元社会教育課長

諸報告資料をご覧ください。

本事業につきましては、日常的にスポーツをしている人から普段は運動に縁のない人まで、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を確保することにより、運動を通じた市民の健康づくりを推進するため、門真市生涯スポーツ推進協議会、門真市及び門真市教育委員会が共催にて実施したものです。

事業内容といたしましては、試合形式により勝敗を明確にし、参加者の競技力を高めることを目的に実施した「門真市民総合体育大会」に加えて、子どもから高齢者、障がい者まで世代を超えて、全ての市民が楽しむことで、体を動かすことの楽しさや大切さを実感し、日常生活における運動習慣を身に付けるきっかけづくりを目的として「かどま市スポーツ・レクリエーションフェスティバル」を開催しました。

その他、参画団体によるニュースポーツやバドミントンなどの各種スポーツ教室や車いすバスケットの見学会などを実施しており、今後これらのほかにもスポーツ教室を実施する予定となっております。

本日はスポーツ・レクリエーション事業うち、中心イベントである「門真市民総合体育大会」と「かどま市スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の結果を報告いたします。

門真市民総合体育大会におきましては、5月12日の総合開会式を皮切りに全22種目を8月25日までの約3カ月半、市立総合体育館をはじめとする、市内の体育施設におきまして実施し、4,206人の市民の参加がありました。

また、「かどま市スポーツ・レクリエーションフェスティバル」

につきましては、11月10日日曜日に門真市民プラザにおきまして、子どもから高齢者、障がい者も含め体を動かす楽しさを実感していただき、日頃の運動習慣を身につけるきっかけづくりをめざし、体験型のスポーツ教室を中心に様々なプログラムを実施しました。グラウンドでは、元小学生100m日本記録保持者によるかけっこ教室やパナソニック野球部による野球体験会など5種目を、体育館ではスリータッチボールやカローリング等のニュースポーツ体験をはじめとして、AED体験ブースや卓球、また、門真市出身でシドニーオリンピック銅メダリスト岡本依子さんのテコンドー教室など、13種目を、プラザ棟では、1階及び2階を利用してフェイスペイントやバルーンアートをはじめ、ノルディック

ウォーキングや大人のレク式体力チェックなど16種目のプログラムを開催いたしました。

当日は、天候にも恵まれ、約2,900人もの来場者がありました。今年度は多くの企業から協賛品を提供いただいたこともあり、プログラム参加者を対象に抽選会を行ったことから、来場者に多くのプログラムに参加いただき、子どもから高齢者の方まで、笑顔で汗を流す姿が各会場で見受けられました。

—すべての報告が終了—

久木元教育長

閉会宣言 午後2時22分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 久木元 秀平

署名委員 土川 好子